

第百九十三回国参議院經濟産業委員会會議録第五号

平成二十九年四月四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

補欠選任

浜口 誠君

蓮 舫君

三月二十三日

辞任

補欠選任

蓮 舫君

浜口 誠君

三月二十九日

辞任

補欠選任

青山 繁晴君

尾辻 秀久君

三月三十日

辞任

補欠選任

尾辻 秀久君

青山 繁晴君

出席者は左のとおり。

委員長

小林 正夫君

理事

岩井 茂樹君

滝波 宏文君

宮本 周司君

石上 俊雄君

石井 章君

委員

青山 繁晴君

井原 巧君

北村 経夫君

林 芳正君

松村 祥史君

吉川ゆうみ君

渡邊 美樹君

磯崎 哲史君

第九部

經濟産業委員会會議録第五号

平成二十九年四月四日【参議院】

浜口 誠君
平山佐知子君
伊藤 孝江君
石川 博崇君
岩瀬 友君
辰巳孝太郎君
世耕 弘成君
副大臣
經濟産業大臣
大臣政務官
經濟産業副大臣
松村 祥史君
井原 巧君
事務局長
經濟産業大臣政務官
廣原 孝一君
常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○連合審査会に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(小林正夫君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。世耕經濟産業大臣。

○國務大臣(世耕弘成君) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

化学物質は、イノベーションの促進に資するものである一方、それによる環境影響を考慮し、適切な管理を行うことが重要であります。

そのため、我が国では、化学物質の研究開発の奨励と併せて、化学物質の環境の汚染を通じて人や動植物に悪影響を及ぼすことを未然に防止するため、新しい化学物質について、事前審査を行うとともに、必要な規制措置を講じてまいりました。

近年、新しい化学物質を開発し少量利用するニーズが高まる中、現行制度の下では、国内における事業活動が海外に比べて制約される例が増加しております。一方で、比較的风险が小さいとされる分類の化学物質の中には、毒性が強いものが出現しております。

こうした状況を踏まえ、最新の知見を取り入れた、より合理的な化学物質の審査制度への転換を図るとともに、事態に即したきめ細かな化学物質管理を行うことにより、化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、製造及び輸入に係る総量による規制を、環境に対する影響を勘案して算出する総量によるものに改めます。

第二に、一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものに係る管理の強化を図る等の措置を講じます。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(小林正夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(小林正夫君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、環境委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(小林正夫君) 次に、連合審査会における政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案審査のための連合審査会に政府参考人及び参考人の出席要求があった場合には、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、中小企業支援策の実施、エネルギー政策の抜本的見直しに関する請願(第七八九号)

第七八九号 平成二十九年三月十六日受理
中小企業支援策の実施、エネルギー政策の抜本的見直しに関する請願
請願者 神戸市 上地和子 外千三百二十一名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「届出(第八条)」を「措置(第八条・第八条の二)」に改める。

第二条第六項第一号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「特定一般化学物質」とは、一般化学物質のうち、次の各号のいずれかに該当する化学物質をいう。
一 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自

然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)がイに該当するもの(自然的作用による化学的变化を生じにくいものに限る。)であること。

二 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)がイに該当するもの(自然的作用による化学的变化を生じにくいものに限る。)であること。

第三条第二項中「含む。」の下に「に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を加え、」同号の政令」を「政令」に改める。

第四条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項の規定による通知をしたときは、前項の結果を公示しなければならない。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により判定した場

合において、前条第一項の届出に係る新規化学物質が、第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するものであつて、第二条第八項各号のいずれかに該当するもの(以下「特定新規化学物質」という。)と判定したときは、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。

第五条第五項中「含む。」の下に「に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を加え、」前項第一号の「を削り、」同項を「前項」に改め、同条第九項中「前条第五項及び第六項」を「前条第七項及び第八項」に、「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に、「第六項まで」を「第八項まで」に改め、同条第四項の下に「及び第五項を加える。

第六条中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。
第三章の章名中「届出」を「措置」に改める。

第八条第二項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。
(情報の提供)

第八条の二 特定一般化学物質の製造の事業を営む者、業として特定一般化学物質を使用する者その他の業として特定一般化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定一般化学物質取扱事業者」という。)は、特定一般化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該特定一般化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが特定一般化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

2 特定新規化学物質の製造の事業を営む者、業として特定新規化学物質を使用する者その他の業として特定新規化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定新規化学物質取扱事業者」という。)は、特定新規化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、その譲渡し、又は提供するものが特定新規化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

第十条第一項中「第四条第五項」を「第四条第七項」に改める。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「優先評価化学物質の指定の取消し」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条(第二号二)に係る部分に限る。の規定により優先評価化学物質の指定を取り消した化学物質が特定一般化学物質に該当するときは、同条の規定による公表の際、併せてその旨を公表しなければならない。

第三十九条中「又は第二種特定化学物質を、」第二種特定化学物質、特定一般化学物質又は特定新規化学物質」に、「又は当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者」を「当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者、当該特定一般化学物質に係る特定一般化学物質取扱事業者又は当該特定新規化学物質に係る特定新規化学物質取扱事業者」に改める。

第四十一条第一項中「第四条第五項」を「第四条第七項」に改め、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条第四項中「又は第四項各号」を「若しくは第四項各号」に改め、「至つたとき」の下に「又は同条第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められなくなるに至つたとき」を加え、「第一種特定化学物質の指定その他の」を削る。

第四十二条中「又は第二種特定化学物質等取扱事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者、特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者」に、「又は第二種特定化学物質等」を「第二種特定化学物質等、特定一般化学物質又は特定新規化学物質」に改める。

第五十五条中「第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」の下に「第八条の二」を、「使用については」の下に「第八条の二」を加える。

第五十六条第一項第三号中「若しくは第二項を

「第二項若しくは第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第三条第二項の改正規定及び第五条第五項の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(次条及び附則第五条において「新法」という。)第三条第二項及び第五条第五項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以降に製造され、又は輸入される新規化学物質について適用し、同日の属する年度内に製造され、又は輸入される新規化学物質については、なお従前の例による。

第三条 新法第四条第四項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第三条第一項の規定により行われた届出に係る新規化学物質について適用する。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成二十九年四月十三日印刷

平成二十九年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A